

## 九州中国学会会員資格について(内規)

- (1) 会員は維持会員として、学会の運営に平等な権利と義務を有する。
- (2) 会員歴二十年以上で前年度までに満七十五歳に達した者は、特別会員とする。(「会則」第四条二項による)
- (3) 二〇一七年三月末日現在すでに特別会員の者は、従来 of 会則を適用し、会費の納入を免除する。

(付則) 本内規は前内規を改正したもので、二〇一七年五月一三日より施行する。ただし、(3)の適用は、二〇一七年三月末日にさかのぼる。